

## 鹿 児 島 県 公 報

令和 3 年 2 月 26 日 (金) 第 186 号 の 5



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県

〒890-8577 鹿 児 島 市 鴨 池 新 町 10 番 1 号

編 集 総 務 部 学 事 法 制 課

定 例 発 行 日 ( 毎 週 火 , 金 )

## 目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

## 告 示

○鹿 児 島 県 木 材 産 業 等 高 度 化 推 進 資 金 制 度 運 営 要 綱 の 一 部 を 改 正 す る 要 綱 (※)

( 環 境 林 務 課 取 扱 い ) 1

## 告 示

## 鹿 児 島 県 告 示 第 225 号

鹿 児 島 県 木 材 産 業 等 高 度 化 推 進 資 金 制 度 運 営 要 綱 の 一 部 を 改 正 す る 要 綱 を 次 の よう に 定 め た。

令 和 3 年 2 月 26 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

鹿 児 島 県 木 材 産 業 等 高 度 化 推 進 資 金 制 度 運 営 要 綱 の 一 部 を 改 正 す る 要 綱

鹿 児 島 県 木 材 産 業 等 高 度 化 推 進 資 金 制 度 運 営 要 綱 ( 昭 和 54 年 鹿 児 島 県 告 示 第 1532 号 の 5 ) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る。

第 1 条 中 「 及 び 県 」 を 「 , 県 」 に 改 め , 「 限 る 。 ) 」 の 次 に 「 並 び に 森 林 所 有 者 等 ( 木 材 の 安 定 供 給 の 確 保 に 関 す る 特 別 措 置 法 ( 平 成 8 年 法 律 第 47 号 。 以 下 「 木 安 法 」 と い う 。 ) 第 4 条 第 1 項 に 規 定 す る も の を い う 。 以 下 同 じ 。 ) , 木 材 利 用 事 業 者 等 ( 同 項 に 規 定 す る も の を い う 。 以 下 同 じ 。 ) 及 び 木 材 製 品 利 用 事 業 者 等 ( 同 項 に 規 定 す る も の を い う 。 以 下 同 じ 。 ) に 対 す る そ の 行 う 県 の 区 域 内 に お け る 木 材 安 定 供 給 確 保 事 業 ( 同 項 に 規 定 す る も の を い う 。 ) に 必 要 な 資 金 」 を 加 え る。

第 2 条 第 2 項 第 1 号 中 イ を 削 り , ウ を イ と し , 同 項 第 2 号 イ を 次 の よう に 改 め る。

イ 第 4 条 第 2 号 の 木 材 高 度 加 工 資 金

第 2 条 第 2 項 第 2 号 に 次 の よう に 加 え る。

エ 第 4 条 第 4 号 の 木 材 安 定 供 給 資 金

第 3 条 第 1 項 中 「 有 す る 」 を 「 有 し , かつ , 県 民 税 及 び 市 町 村 民 税 を 完 納 し て い る 」 に 改 め , 同 条 第 2 項 中 「 構 造 改 善 合 理 化 資 金 」 を 「 木 材 高 度 加 工 資 金 」 に , 「 有 す る 」 を 「 有 し , かつ , 県 民 税 及 び 市 町 村 民 税 を 完 納 し て い る 」 に 改 め , 同 条 第 3 項 中 「 有 す る 」 を 「 有 し , かつ , 県 民 税 及 び 市 町 村 民 税 を 完 納 し て い る 」 に 改 め , 同 条 に 次 の 1 項 を 加 え る。

4 次 条 第 4 号 の 木 材 安 定 供 給 資 金 の 貸 付 け を 受 け る こ と が で き る も の は , 県 の 区 域 内 に 住 所 を 有 し , かつ , 県 民 税 及 び 市 町 村 民 税 を 完 納 し て い る も の で あ つ て , 木 安 法 第 4 条 第 1 項 の 規 定 に よ り 同 項 の 木 材 安 定 供 給 確 保 事 業 に 関 す る 計 画 ( 以 下 「 木 材 安 定 供 給 確 保 事 業 計 画 」 と い う 。 ) が 適 当 で あ る 旨 の 知 事 の 認 定 ( 以 下 「 木 材 安 定 供 給 確 保 事 業 計 画 の 認 定 」 と い う 。 ) を 受 け た も の と す る。

第 4 条 第 1 号 イ 中 「 国 産 材 」 を 「 地 域 材 」 に 改 め , 同 条 第 2 号 を 次 の よう に 改 め る。

(2) 木 材 高 度 加 工 資 金

ア 木 材 の 製 造 に 係 る 事 業 体 で 次 の い ず れ か に 該 当 す る も の が 構 造 改 善 計 画 の 認 定 に 係 る 構 造 改 善 計 画 ( 以 下 「 認 定 構 造 改 善 計 画 」 と い う 。 ) に 基 づ き 木 材 の 加 工 を 行 う の に 必 要 な 短 期 又 は 長 期 の 運 転 資 金

イ 次 の 施 設 又 は 設 備 を 導 入 し て い る 木 材 の 加 工 を 行 う 事 業 体 で あ つ て , 素 材 又 は 木 材 製 品 の 年 間 取 扱 量 が お お む ね 3 , 000 立 方 メ ー ト ル 以 上 の も の

- a 集成材製造施設
  - b 人工乾燥施設
  - c 薬剤処理施設
  - d プレカット加工施設
  - e 廃木材破砕・再生処理施設
  - f 製材用省力化設備
  - g 合板用省力化設備
  - h 木製組立材料製造用省力化設備
  - i 合板用原材料として広葉樹から針葉樹への原料転換を図るための機械設備
- (イ) 合併等により新たに設立された素材等の加工を行う事業体であつて、素材又は木材製品の年間取扱量がおおむね5,000立方メートル以上のもの
- (ウ) 日本農林規格の格付けを受けた木材製品、乾燥材等の高度加工を行うもの
- イ 長期かつ安定的な供給・引取りに関する契約、協定等に基づきアの資金を借り受けようとする者に原材料となる素材又は木材製品の供給を行うのに必要な短期又は長期の運転資金

第 4 条に次の 1 号を加える。

(4) 木材安定供給資金

森林所有者等、木材利用事業者等及び木材製品利用事業者等並びに木安法第 4 条第 2 項各号に掲げるものが木材安定供給確保事業計画の認定に係る木材安定供給確保事業計画(以下「認定木材安定供給確保事業計画」という。)に掲げる事業及び当該事業を促進するための措置を行うのに必要な短期又は長期の運転資金

第 5 条各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、木材産業等高度化推進資金の貸付けは、既往の借入金の借換え(木材産業等高度化推進資金の初回の借入れに係る既往の借入金(短期の運転資金に限る。)の借換えを除く。)の場合は、行わないものとする。

第 7 条の見出し中「事業経営改善計画」を「林業経営改善計画」に改め、同条中「若しくは構造改善計画の認定」を「構造改善計画の認定若しくは木材安定供給確保事業計画の認定」に、「同令」を「令」に、「若しくは同条第 3 項」を「同条第 3 項」に改め、「構造改善計画の認定の取消し」の次に「木安法第 5 条第 1 項の規定による木材安定供給確保事業計画の変更の認定若しくは同条第 2 項の規定による木材安定供給確保事業計画の認定の取消し」を加える。

第 8 条第 1 号中「ウまで」を「エまで」に改め、同号に次のように加える。

エ 第 4 条第 4 号に掲げる資金の貸付けを受けようとするもの 認定木材安定供給確保事業計画の写し及び貸付けを受けようとする資金が木安法第 4 条第 3 項の木材安定供給確保事業に係るものであることを証する書類

第 9 条第 2 項中「四半期」を「半期」に、「1 月から 3 月まで、4 月から 6 月まで、7 月から 9 月まで及び 10 月から 12 月」を「4 月から 9 月まで及び 10 月から 3 月」に改め、同条第 4 項中「第 4 条第 3 項」の次に「又は木安法第 5 条第 2 項」を加える。

第 10 条中「又は構造改善計画」を「構造改善計画又は木材安定供給確保事業計画」に改める。

別表 2 の項を次のように改める。

2 木材高度加工資金	(1) 作業労賃、電力費、燃料費その他の木材を加工するのに必要な資金並びに原材料となる素材の購入代金(前渡金、予約金、木材市場における決済資金等を含	1 億円。ただし、JAS 無垢材の製造を行う者にあつては、林野庁長官が 2 億円を超えない範囲で承	同上	同上	同上	同上
------------	--	---	----	----	----	----

	<p>む。)及び素材の引取りに必要な輸送費(日本農林規格の格付けを受けた無垢材(以下「JAS無垢材」という。)に係るものに限る。)</p> <p>(2) (1)の資金を借り受けようとする者に原材料となる素材又は木材製品の供給を行うのに必要な資金であつて、次に掲げるもの</p> <p>ア 素材生産を行うのに必要な資金であつて、立木購入代金(前渡金, 予約金等を含む。), 素材生産を行うための作業現場から最終土場までの素材生産実施費用(作業道の開設又は改良に必要な費用を含む。)及び輸送費</p> <p>イ 素材又は木材製品の引取り及び素材又は木材製品の加工を行うのに必要な資金であつて、素材又は木材製品の購入代金(前渡金, 予約金, 木材市場における決済資金等を含む。), 素材の引取りに必要な輸送費及び素材等の加工を行うのに必要な作業労賃, 電力費, 燃料費その他の素材等を加工するのに必要な資金</p>	<p>認した額</p>				
--	--	-------------	--	--	--	--

別表に次の1項を加える。

4 木材安定供給資金	<p>(1) 素材生産を行うのに必要な資金であつて、施業集約化費用、立木購入代金（前渡金、予約金等を含む。）、国有林野の管理経営に関する法律（昭和26年法律第246号。以下「管理経営法」という。）第8条の14第4項に基づき納付すべき樹木料、素材生産を行うための作業現場から最終土場までの素材生産実施費用（作業道の開設又は改良に必要な費用を含む。）及び作業委託費</p> <p>なお、管理経営法第8条の5第3項に基づく権利設定料を含む。</p> <p>(2) 素材の引取り及び素材等の加工を行うのに必要な資金であつて、素材の購入代金（前渡金、予約金、木材市場における決済資金等を含む。）、素材の引取りに必要な輸送費及び素材等の加工を行うのに必要な作業労賃、電力費、燃料費その他の素材等を加工するのに必要な資金</p> <p>(3) 素材又は木材製品の引取りを行うのに必要な資金であつて、素材又は木材製品の購入代金（前渡金、予約金、木材市場にお</p>	3億円。ただし、協定等に基づく素材又は木材製品の販売価格が、協定等締結時から5パーセント以上低下しており、かつ、当分の間、当該価格が協定等締結時の価格まで回復しないと見込まれる場合にあつても、借受者の償還が適切に行われると認められる場合にあつては、林野庁長官が4億円を超えない範囲で承認した額	同上	短期資金 年1.3パーセント 長期資金 年1.0パーセント	短期資金 年0.9パーセント 長期資金 年0.6パーセント	同上
------------	--	--	----	--	--	----

	<p>ける決済資金等を含む。)並びに素材又は木材製品の引取りに必要な輸送費及び作業委託費</p> <p>(4) 木材の流通に係るコーディネートを行うのに必要な資金であつて、ICTを活用したデータベース整備費用等及び作業委託費</p> <p>(5) 素材又は木材製品の輸送を行うのに必要な資金であつて、輸送を行うための作業労賃、燃料費並びに機械・車両の使用料及び維持費用</p> <p>(6) 木材製品利用事業を行うのに必要な資金であつて、木材製品の購入代金(前渡金、予約金、木材市場における決済資金等を含む。), 木材製品の引取りに必要な輸送費、木材製品の加工又は利用をするための作業労賃、電力費、燃料費その他の木材製品を加工し、又は利用するのに必要な資金</p>					
--	--	--	--	--	--	--

附 則

- 1 この要綱は、令和 3 年 2 月 26 日から施行する。
- 2 改正後の鹿児島県木材産業等高度化推進資金制度運営要綱の規定は、令和 3 年 2 月 26 日以後の貸付けに係る木材産業等高度化推進資金に適用し、同日前の貸付けに係る木材産業等高度化推進資金については、なお従前の例による。